

鴨川市農業近代化資金利子補給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第5号

鴨川市農業近代化資金利子補給条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市農業近代化資金利子補給条例施行規則（平成17年鴨川市規則第104号）の一部を次のように改正する。

別表中「0.5パーセント」、「0.35パーセント」及び「0.85パーセント」を「1パーセント以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和5年3月20日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日前に貸し付けられた農業近代化資金についての改正前の別表に掲げる利子補給率については、なお従前の例による。